

8 交付金事務手続きの流れ <変更申請>

事業の変更 ※該当する場合

以下の事業変更は、変更申請が必要です。

●交付決定額が増額となる変更（追加交付申請）

例1：交付可能額未満の額で当初申請をした場合で、増額となる場合

例2：課題解決特別事業の採択を受け、増額となる場合

※上記に該当しない場合でも、事業変更する際は、事前に地域活動支援課または各支所防災自治課へご相談ください。

変更交付申請



【まちづくり委員会】変更交付申請書の提出

以下の書類を地域活動支援課または各支所防災自治課へ提出してください。

<提出書類>

1	まちづくり総合交付金変更交付申請書（様式第4号）	24ページ
2	事業計画書（通常交付金分）（任意様式）	22ページ
	事業計画書（課題解決特別事業 ※選考後修正版）	-
3	収支予算書（通常交付金分）（任意様式）	23ページ
	収支予算書（課題解決特別事業 ※選考後修正版）	-
4	その他（補足資料がある場合）	1部

変更交付決定の通知



【市】変更交付決定通知書の送付

市は、提出された変更交付申請書の内容を確認し、変更交付決定通知書により通知します。

交付金の交付

【市】交付金の支払（振り込み）

申請書受理後、おおむね3週間程度で、ご指定の口座に交付金を支払います。